

災害時の安否不明者等の氏名等の公表方針

令和3年12月21日
とくしまゼロ作戦課

1 趣旨

災害時における、迅速かつ効率的な「搜索・救助活動」につなげるため、安否不明者、行方不明者及び死者の氏名等の公表方針を次のとおり定める。

2 用語の定義※1

- (1) 安否不明者
当該災害時に、当人と連絡が取れず所在が確認できないもの、または行方不明者となる疑いのある者
- (2) 行方不明者
当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者
- (3) 死者
当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者

3 対象とする災害

徳島県災害対策本部が設置された「災害対策基本法第2条第1号」に規定された災害

4 公表主体

徳島県（県災害対策本部）

5 公表の判断基準

迅速かつ効率的な「搜索・救助活動」につなげる公益性がある場合

6 公表内容

氏名（フリガナ）、住所（町名若しくは大字名まで）、年齢、性別

※死者の場合は、「被災の状況」を追加する。

7 公表手順及び留意点

(1) 安否不明者及び行方不明者

① 名簿の調整

○県は、市町村及び警察等関係機関と連携し、情報集約・調整する。

ア) 住民基本台帳登録者

イ) 住民登録がない居住者（町内会、大家等から）

ウ) 旅行者等一時滞在者（家族、宿泊事業者等から）

※市町村において、「住民基本台帳の閲覧制限」※2の有無を確認する。

「住民基本台帳の閲覧制限」に該当する場合は、個人が特定されない
最低限の情報（住所、年代、性別）を公表する。

② 名簿の公表

○原則：「発災後48時間以内」に公表

○県は、その情報の正確性に配慮して公表する。

○公表は、県ホームページに掲載するとともに、報道機関に資料提供する。

※発災後48時間までに、名簿の調整ができない（おそれがある）場合

・南海トラフ巨大地震等大規模災害時は、「住民基本台帳の閲覧制限」の確認を省略することができる。

〔ただし、公表後、継続して「住民基本台帳の閲覧制限」の確認を行い、関係機関と連携し、当該支援を要する者の必要な保護等に努める。〕

・名簿の調整途中であっても、調整済みの名簿から順次公表する。

※県は、公表前に市町村、警察等関係機関に「公表名簿」を連絡・共有する。

（２）死者

① 死者の確認

○市町村は、警察等関係機関と調整し、死者に関する情報を県に提供する。

② 死者の公表

○県は、その情報の正確性に配慮して、原則、実名公表する。

※ただし、プライバシーの保護、公表することの公益性、事後の災害対応への影響等を総合的に勘案し、個別具体的な事案ごとに判断する。

※県は、公表前に市町村、警察等関係機関に「公表名簿」を連絡・共有する。

○公表は、県ホームページに掲載するとともに、報道機関に資料提供する。

8 公表後の対応

安否情報や新たに発生した安否不明者などの情報提供等については、県及び市町村が設置する窓口で受け付け、関係者で共有するとともに、県において名簿を随時更新し、適宜公表する。

9 事前の準備

県、市町村及び警察等関係機関は、それぞれの関係部署等の担当者と手順を確認するとともに、必要に応じて具体的なマニュアルを策定するなど、安否不明者等の氏名等の迅速な公表に向けた事前の準備を行う。

※1 総務省消防庁「災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用」

(改正H31.4 消防応第29号)

総務省消防庁「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」

(R3.9 府政防第972号、消防災第132号)

※2 家庭内暴力(DV)、ストーカー行為等の被害情報

【参考：個人情報保護の取扱い】

1) 特定の個人を識別する情報については、徳島県個人情報保護条例の対象となるが、次の要件を満たす場合はその限りではない。

- ・個人情報の収集の制限

徳島県個人情報保護条例第6条第2項第4号

「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」に該当する場合、本人以外の者から個人情報を収集できるとしている。

- ・個人情報の利用及び提供の制限

徳島県個人情報保護条例第7条第1項第4号

「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」に該当する場合、氏名等の個人情報を利用及び提供できるとしている。

2) 「死者」については、生存する個人に関する情報でないことから、一般的には個人情報に当たらないが、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、生存する個人を本人とする情報として、個人情報に当たることになる。

※総務省HP [政策]>[国民生活と安心・安全]>[行政機関・独立行政法人等における

個人情報の保護]>[よくある質問とその回答]>[3 個人情報の該当性]

以上のことから、災害時の安否不明者、行方不明者及び死者の氏名等については、上記に示す個人情報保護条例の例外規定を適用し公表する。